訪問看護ステーションきなし　運営規程

（事業の目的）

第１条　　医療法人財団博仁会（以下「事業者」という）が開設する訪問看護ステーションきなし（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護・指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護等の必要性を認めた高齢者に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　　ステーションの看護師等は、要介護者又は要支援者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

２　訪問看護等の事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　　訪問看護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名称　　訪問看護ステーションきなし

二　所在地　香川県高松市鬼無町藤井３９２－１

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者　看護師１名（常勤兼務）

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

二　看護職員

保健師、看護師又は准看護師　常勤換算方法で 2.5 人以上

看護職員は、指定訪問看護の提供に当たる。

三　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

実情に応じた適当数

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、指定訪問看護の提供に当たる。

四　事務職員

適当数

事務員は、事業所の運営に必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　　ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日　月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び１２月３０日から１月３日までを除く。

二　営業時間　月火木金曜日は午前８時３０分から午後５時３０分までとする。水土曜日は午前８時３０分から午後０時３０分までとする。

三　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問看護等の内容）

第６条　　訪問看護等の内容は次のとおりとする。

一　病状・障害の観察

二　清拭・洗髪等による清潔の保持

三　食事及び排泄等日常生活の世話

四　褥瘡の予防・処置

五　リハビリテーション

六　ターミナルケア

七　認知症患者の看護

八　療養生活や介護方法の指導

九　カテーテル等の管理

十　その他医師の指示による医療処置

（利用料等）

第７条　　訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

２　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業実施地域を越えた地点から、１キロメートルあたり２０円

３　死後の処置料は、１０，０００円とする。

４　前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　　通常の事業の実施地域は、高松市（島しょ部除く）の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第９条　　看護師等は、訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

２　看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（苦情処理）

第１０条　管理者は、提供した訪問看護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（虐待防止のための措置）

第１１条　当事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従

業員等に周知徹底を図る。
（２）虐待防止のための指針を整備する。
（３）従業員に対し、虐待防止のための定期的な研修を開催する。
（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
２　本事業所は、当該事業所従事者または擁護者（利用者の家族など高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するものとする。

（事故発生時の対応）
第１２条　事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
２　事業者は、訪問看護等の提供に伴って、ステーションの責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
３　事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）
第１２条　事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び個人情報保護委員会・厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。
２　事業者が得た利用者の個人情報については、訪問看護等の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他運営についての留意事項）
第１３条　事業者は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
一　採用時研修　採用後１か月以内
二　継続研修　　年１回
２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
３　事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
４　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人財団博仁会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成２８年１２月１日から施行する。

改定履歴

平成２９年　４月　１日　第４条職員数の変更
平成２９年　６月　１日　第４条職員数の変更
平成２９年　８月　１日　第４条職員数の変更
平成２９年１１月１６日　用語・表現の修正
平成３０年　４月　１日　内容確認
平成３１年　４月　１日　内容確認
令和　２年　４月　１日　第　４条　職員数の変更
令和　４年　４月　１日　第　４条　職員数の変更
令和　４年　６月　１日　第　４条　職員数の変更
令和　４年　９月　１日　第　４条　職員数の変更
令和　４年１０月３１日　第　８条　通常業務実施地域変更
令和　５年　６月　１日　第　３条　所在地および第４条職員数の変更
令和　６年　３月　１日　第１１条　虐待防止のための措置　追加　及び　第　４条　職員数の変更
令和　７年　４月　１日　第　５条　営業日及び営業時間　変更
令和　７年　７月　１日　第　４条　職員の職種、員数及び職務内容　変更
令和　７年１２月１１日　第　１条・５条・７条・１２条　一部修正
令和　８年　６月　１日　第　４条　職員の職種、員数及び職務内容　変更
令和　８年　７月　１日　第　４条　職員の職種、員数及び職務内容　変更